

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.2
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	Catalyst Art Investments株式会社 代表取締役 米田岳
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂一丁目14番5号アークヒルズ・エグゼクティブタワーS901
【報告義務発生日】	2025年12月19日
【提出日】	2025年12月19日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合の1%以上の増加、保有目的の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	Shinwa Wise Holdings株式会社
証券コード	2437
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（スタンダード市場）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	Catalyst Art Investments株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区赤坂一丁目14番5号アークヒルズ・エグゼクティブタワーS901
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2023年3月17日
代表者氏名	米田岳
代表者役職	代表取締役
事業内容	1.投資業 2.絵画、美術品の売買、輸出入、仲介、リース、管理、鑑定業務 3.絵画、美術品に関するコンサルティング、市場調査、データベースの販売、情報提供並びに会員組織の運営業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	創・佐藤法律事務所丸の内オフィス 橋本泰樹
電話番号	03-6275-6080

(2)【保有目的】

取締役の派遣等による経営参加及び戦略上重要な協業並びに取引関係の維持発展を行い、発行者の企業価値向上・株式価値向上を通じた投資リターンを得ることを目的とする。

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	3,669,019		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 3,669,019	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,669,019
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年8月29日現在)	V	11,017,818
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		33.30
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		14.10

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年12月19日	普通株式	2,155,207	19.56	市場外	取得	635.70

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	1,370,098
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	<p>令和6年12月4日 提出者と債務者との間の令和6年2月19日付金銭消費貸借契約に基づく貸金債権等を被担保債権とする質権の実行により、1,100,000株取得</p> <p>令和6年12月20日 提出者と債務者との間の同日付代物弁済等契約に基づく代物弁済により、413,712株取得</p>
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	1,370,098

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地